

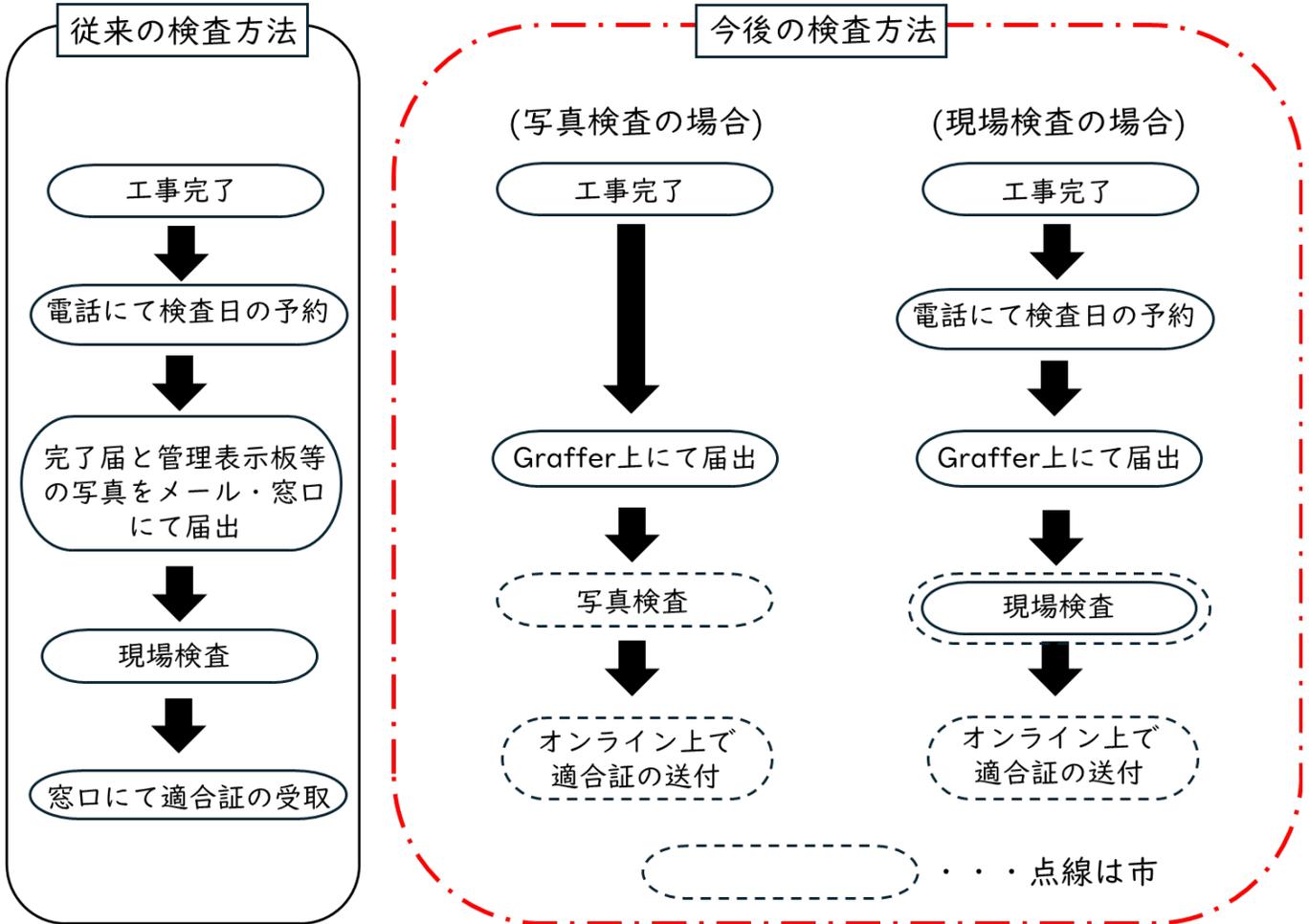
令和8年4月1日から

## 工事完了届の届出の方法を電子申請システムに変更します

お好きな時に届出ができるようになります！ 一部の検査が立会不要になります！  
来庁不要で適合証の受取りができます！

(ワンルーム完了検査を一部写真検査へ移行します)

### ワンルーム完了検査手続きの流れ



#### 写真検査の対象となる建築物

- ・紛争予防条例で必要としている駐車台数が5台以下の場合
- ・6台以上となる場合は従来通り現場検査となりますが、適合証はGraffer(電子申請システム)で送付します。

#### 届出方法

- ・令和8年3月25日(水)に福岡市のホームページ(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 建築 > 建築物を買う・建てる > 建築紛争の予防と調整について > 「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」)にてGraffer(電子システム)のリンクが上がります。

- ・Graffer(電子システム)にアクセスし、画面の案内に従って必要事項を入力の上、検査に必要な書類及び写真をアップロードしてください

令和8年3月31日までに適合証が必要な場合は従前の方法で申請してください。

※詳しくは、「完了届の届出方法を電子申請システムに変更します」(案内)をご確認ください。



お問い合わせ

福岡市住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課

TEL：092-711-4777

FAX：092-733-5584